36・37P

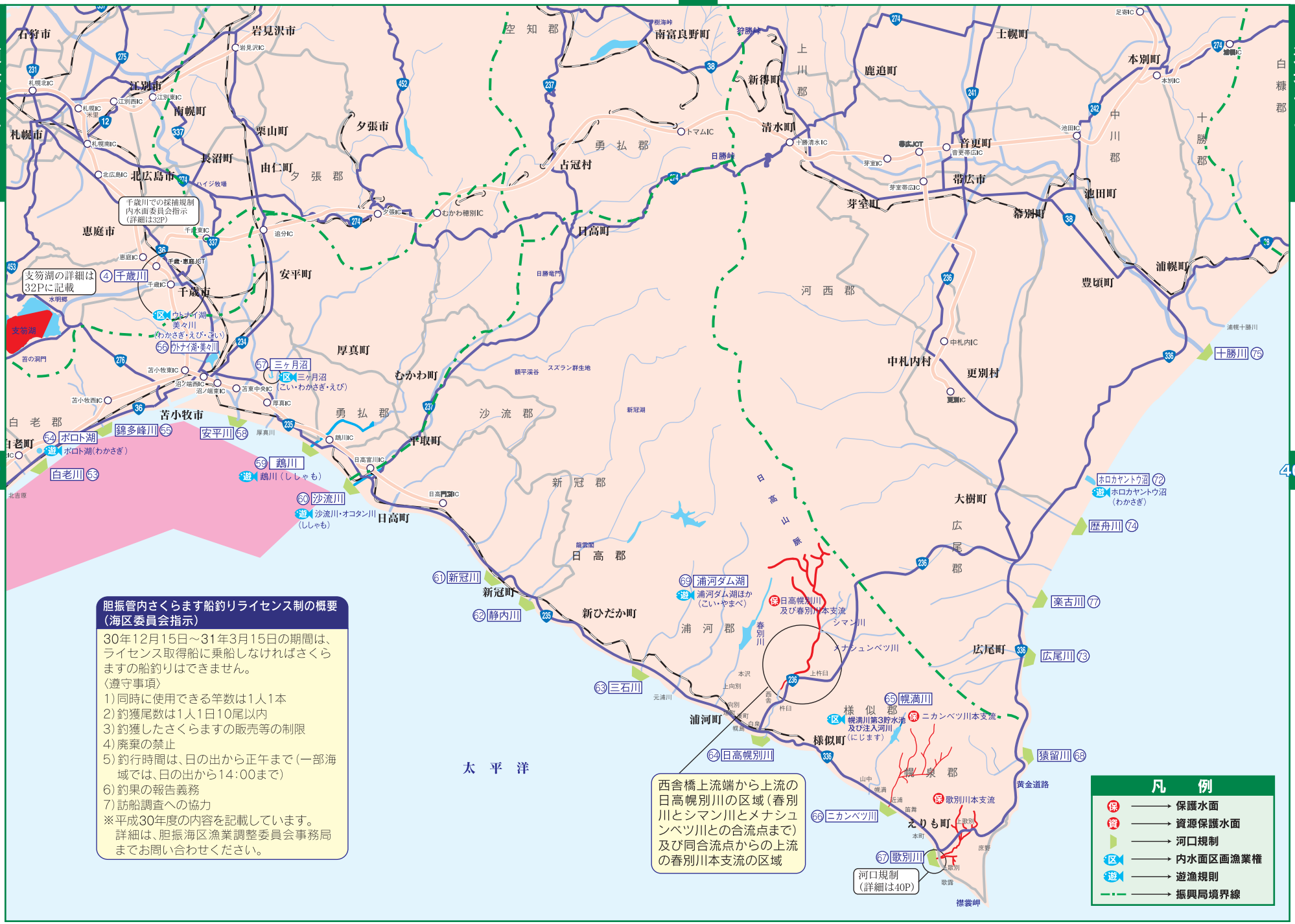

30・31P

40・41P

胆振管内さくらます船釣りライセンス制の概要（海区委員会指示）

30年12月15日～31年3月15日の期間は、ライセンス取得船に乗船しなければさくらますの船釣りはできません。

〈遵守事項〉

1）同時に使用できる竿数は1人1本
2）釣獲尾数は1人1日10尾以内
3）釣獲したさくらますの販売等の制限
4）廃棄の禁止
5）釣行時間は、日の出から正午まで（一部海域では、日の出から14：00まで）
6）釣果の報告義務
7）訪船調査への協力

※平成30年度の内容を記載しています。詳細は、胆振海区漁業調整委員会事務局までお問い合わせください。